

食品トレーサビリティ政策研究会の趣旨

事務局 食品需給研究センター

2009年9月、民主党を中心とする政権がスタートした。民主党は8月の衆議院議員選挙のマニフェストにおいて、“食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレーサビリティシステム」を確立する”と掲げている。新政権は、食品トレーサビリティのあるべき姿、法律によって事業者に義務づけるべき事項、事業者に奨励すべき事項や奨励の方策、政府機関が果たすべき役割や体制等について、検討を進めると考えられる。

日本では、2001年度から2007年度まで農林水産省の補助事業として、食品トレーサビリティシステムの開発・実証、導入促進、普及啓発等の事業が行われてきた。これらは基本的には、民間の取組みを政府が奨励するものであった。その事業内容や成果は、各事業主体によって事業完了と同時に取りまとめられているが、事業主体による事後評価までは行われていない。今後の奨励策を検討するうえで、これまでの事業の有効性について、見解をまとめておくことが必要である。

一方、米トレーサビリティ法の成立にみられるように、入荷と出荷のような最低限の記録の作成・保存を法的に義務づけを求める動きがある。今後、中小・零細を含む事業者の対応可能性や、食品事故等の危機発生時における義務実施の効果（有効性）について、確認することが必要と考えられる。また、一連の補助事業の成果を今後も民間で活用していくには、事業の成果（フードチェーンを通じたトレーサビリティシステムの開発実証結果、ガイドライン、など）と、今後義務づけが考えられる事項との関連について整理しておくことが重要と考えられる。

そこで、かつての補助事業の実施主体の一つとして、当時中心的な役割を果たした委員からなる研究会「食品トレーサビリティ政策研究会」を組織し、以下のことをテーマに検討を行う。

- ・トレーサビリティ関連の農林水産省補助事業の総括
- ・食品トレーサビリティの現状認識と、今後のあるべき姿
- ・食品トレーサビリティに関連する政策への提言

検討の結果は「研究会とりまとめ」（仮称）として文書にまとめ、食品需給研究センターのweb ページで公開することを目指す。

以上